

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第十七条の二の見出しを「（指定納付受託者の指定等）」に改め、同条第一項中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の七第一項」に、「指定代理納付者の指定」を「指定納付受託者の指定又は取消し」に改め、同条第二項中「指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示し、かつ、当該指定代理納付者に納付させる歳入の納入義務者の」を「法第二百三十一条の二の三第二項若しくは第四項又は第二百三十一条の二の七第二項の規定による告示をしたときは、当該告示をした指定納付受託者に係る歳入（法第二百三十一条の二の二の規定により納付を委託する歳入をいう。）を納付しようとする者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、法第二百三十一条の二の三第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を会計管理者に通知しなければならない。

第三十条第一項第二号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年一月四日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けている者に係るこの規則による改正後の奈良県会計規則（以下「改正後の規則」という。）第三十条第一項第二号の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間に限り、同号中「指定納付受託者」とあるのは、「指定代理納付者」とする。

(準備行為)

3 改正後の規則第十七条の二第一項の規定による指定納付受託者の指定に係る会計管理者への協議は、この規則の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。